別表独立行政法人国立公文書館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
別表独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の項の次に次のように加える。	
独立行政法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
別表独立行政法人国立女性教育会館の項の次に次のように加える。	
独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
別表独立行政法人国立青少年教育振興機構の項の次に次のように加える。	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
別表独立行政法人国立大学財務・経営センターの項の次に次のように加える。	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

○文部科学省告示第六十六号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十八条第一項の規定に基づき、オリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う一般社団法人又は一般財団法人のうち、その運営組織が適正であり、かつ、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十四号の金品の交付を適正に行うことができると認められる団体を次のように指定し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣　川端　達夫

一　社団法人全日本アーチェリー連盟（平成元年四月十九日に社団法人全日本アーチェリー連盟という名称で設立された法人をいう。）

二　財団法人全日本柔道連盟（昭和六十三年六月二十一日に財団法人全日本柔道連盟という名称で設立された法人をいう。）

三　財団法人全日本スキー連盟（昭和四十八年五月三十日に財団法人全日本スキー連盟という名称で設立された法人をいう。）

四　社団法人全日本テコンドー協会（平成十七年五月二十五日に社団法人全日本テコンドー協会という名称で設立された法人をいう。）

五　財団法人日本アイスホッケー連盟（昭和五十二年二月二十五日に財団法人日本アイスホッケー連盟という名称で設立された法人をいう。）

六　社団法人日本アマチュア・ボクシング連盟（昭和四十六年一月十二日に社団法人日本アマチュア・ボクシング連盟という名称で設立された法人をいう。）

七　社団法人日本ウエイトリフティング協会（昭和四十九年十一月二十一日に社団法人日本ウエイトリフティング協会という名称で設立された法人をいう。）

八　社団法人日本カーリング協会（平成四年十一月十三日に社団法人日本カーリング協会という名称で設立された法人をいう。）

九　社団法人日本カヌー連盟（昭和五十五年三月十八日に社団法人日本カヌー連盟という名称で設立された法人をいう。）

十　社団法人日本近代五種・バイアスロン連合（平成十二年十二月二十五日に社団法人日本近代五種・バイアスロン連合という名称で設立された法人をいう。）

十一　財団法人日本サッカー協会（昭和四十九年八月三十一日に財団法人日本サッカー協会という名称で設立された法人をいう。）

十二　財団法人日本自転車競技連盟（昭和五十年九月二十七日に財団法人日本アマチュア自転車競技連盟という名称で設立された法人をいう。）

十三　財団法人日本水泳連盟（昭和四十九年五月十三日に財団法人日本水泳連盟という名称で設立された法人をいう。）

十四　財団法人日本スケート連盟（昭和五十九年十二月二十七日に社団法人日本スケート連盟という名称で設立された法人をいう。）

十五　財団法人日本セーリング連盟（昭和三十九年五月二十二日に財団法人日本ヨット協会という名称で設立された法人をいう。）

十六　財団法人日本体操協会（昭和四十五年五月三十日に財団法人日本体操協会という名称で設立された法人をいう。）

十七　財団法人日本卓球協会（昭和五十一年七月二十日に財団法人日本卓球協会という名称で設立された法人をいう。）

十八　財団法人日本テニス協会（昭和五十五年十一月二十一日に財団法人日本テニス協会という名称で設立された法人をいう。）

十九　社団法人日本トライアスロン連合（平成十一年七月二十二日に社団法人日本トライアスロン連合という名称で設立された法人をいう。）

二十　社団法人日本馬術連盟（昭和二十一年十二月二十三日に社団法人全国馬術連盟という名称で設立された法人をいう。）

二十一　財団法人日本バスケットボール協会（昭和五十一年三月三十日に財団法人日本バスケットボール協会という名称で設立された法人をいう。）

二十二　財団法人日本バドミントン協会（昭和五十七年四月一日に財団法人日本バドミントン協会という名称で設立された法人をいう。）

二十三　財団法人日本バレーボール協会（昭和四十六年八月二十七日に財団法人日本バレーボール協会という名称で設立された法人をいう。）

二十四　財団法人日本ハンドボール協会（昭和五十六年三月十一日に財団法人日本ハンドボール協会という名称で設立された法人をいう。）

二十五　社団法人日本フェンシング協会（平成三年四月一日に社団法人日本フェンシング協会という名称で設立された法人をいう。）

二十六　社団法人日本ボート協会（昭和三十九年九月二日に社団法人日本漕艇協会という名称で設立された法人をいう。）

二十七　社団法人日本ホッケー協会（昭和五十五年九月二十日に社団法人日本ホッケー協会という名称で設立された法人をいう。）

二十八　社団法人日本ライフル射撃協会（昭和四十六年九月二十二日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。）

二十九　財団法人日本陸上競技連盟（昭和四十六年四月二十四日に財団法人日本陸上競技連盟という名称で設立された法人をいう。）

三十　財団法人日本レスリング協会（昭和四十一年五月十九日に財団法人日本アマチュアレスリング協会という名称で設立された法人をいう。）

○厚生労働省告示第百十二号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）第四条に規定する算定率を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十八条第一項の規定により公示する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

区分	率又は額
健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号。以下「省令」という。）第四条に規定する算定率	○・○三○七二九
省令第十二条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○六五四三
省令第十四条に規定する一人平均老人医療費額	七四、三八六円
省令第十六条第一項第一号に規定する額	二円十銭